

あなたの「やってみたい」を応援します！！

山武市 市民提案型交流のまちづくり推進事業

【令和8年度 募集要項】



山武市マスコットキャラクター
SUN△シくん

山武市では「協働と交流によるまちづくり」を推進しています。

この事業は、地域の公共サービスを豊かに展開していくことを目的とする市民団体が自主的かつ自発的に行う山武市のまちづくりに役立つ公益的な事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金の交付を行います。

補助部門

※各部門とも、金額は上限です。

スタート部門：10万円

チャレンジ部門：30万円

交流部門：30万円

応募申請期間

令和7年9月1日(月)～9月30日(火)

※ご来庁の際には、お待たせする場合もございますので、
市民自治支援課にご連絡のうえ、お越しください。



むーちゃん

【問い合わせ】山武市役所 市民自治支援課（審査会事務局）

☎ 0475-80-0151

ホームページ →





内容

1. 補助金の区分	- 1 -
2. 事業の要件	- 1 -
3. 応募団体の要件	- 2 -
4. 補助対象経費について	- 3 -
5. スケジュール	- 5 -
6. 事業提案書の提出について	- 6 -
7. 選考審査会について	- 7 -
8. 市民提案型交流のまちづくり推進事業 FAQ	- 9 -
9. その他留意事項	- 12 -

～市民提案型交流のまちづくり推進事業～

本事業は、ボランティアグループなどの市民活動団体（NPO法人を含む）や行政区・自治会が、自主的・自発的に山武市のまちづくりに役立つ公益的な事業（市内の福祉向上又は公益上の必要性が認められる事業）を実施しようとする場合に、審査会において市のまちづくりにふさわしいと認められた事業に対して、事業に係る経費の一部または全部を補助金として助成する制度です。

補助部門は、地域活動を行うきっかけづくりを目的とする「スタート部門（補助限度額 10 万円）」と市民活動団体等が実施する事業の自立・継続を目的とした「チャレンジ部門（補助限度額 30 万円）」、複数の団体が連携して取り組み、団体の交流及び市民の市民活動への参加意識の向上を目的とする「交流部門」の3部門があります。



1. 補助金の区分

補助金の交付額は、次のいずれか低い額になります。

- ① 補助対象経費の10分の10以内の額で、応募団体が必要とする額。
- ② 補助対象経費の総額から、事業収入（売上金・協賛金等）を差し引いた額。

なお、補助金の交付は、当該年度1団体1事業です。同一団体が、二つ以上の事業を提案することはできません。

区分	補助金限度額	交付回数
スタート部門	10万円	同一事業に関する補助金の交付は <u>3回</u> まで
チャレンジ部門	30万円	
交流部門	30万円	回数制限なし

※チャレンジ部門で採択後、翌年度以降に同一事業でスタート部門に移行することは、想定しておりません。

※交流部門は回数制限が無いため、交流活動を継続して実施することが可能です。但し、提案数が多い場合は、予算や選考審査の結果によって採択団体が決定いたします。



2. 事業の要件

（１）【スタート部門・チャレンジ部門】は、下記①～⑤の要件を全て満たす事業が対象です

- ① 山武市内で実施される事業（地域を限定した事業でも提案は可能）
- ② 山武市内の福祉の向上又は公益上の必要性が認められる事業
- ③ 同一事業において、他の補助金や助成金を受けていない事業
※他の補助金や助成金が、団体の運営費のみの補助金等の場合→応募可能
他の補助金や助成金が、団体の事業に対する補助金の場合→応募不可
- ④ 事業の実施計画（事業効果を含む）及び収支計画が明確である事業
- ⑤ **令和9年2月末日までに完了する事業**

（２）【交流部門】は、上記①～⑤に加え、下記のいずれかを行う事業が対象です。

- ⑥ 複数の団体（営利活動団体は含まない）が連携して取り組むことで、団体の連携・交流及び市民の市民活動への理解・参加意識の向上が期待できる事業であること。（イベントを単発で開催する場合は除く）
- ⑦ 地域まちづくり協議会が組織化されていない地域の課題解決のため、地域活性化を目的として、地域で活動する市民活動団体及び地域の各種団体や区・自治会と連携して行う事業であること。（イベントを単発で開催する場合は除く）
- ⑧ 市民活動団体が連携して、市民活動ガイドブックなどを作成・配架することで、市民の市民活動への理解・参加意識の向上が期待できる事業であること。

(3) 対象とならない事業

- ① 営利を目的とする事業
- ② 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- ③ 特定の個人や団体の交流会その他の親睦会的な事業
- ④ 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある事業

※事業を実施するための補助金です。団体の運営に関する費用は対象外となります。



3. 応募団体の要件

(1) 対象となる団体

次の要件を全て満たす団体が応募できます。

- ① 活動拠点が山武市内にあること。
- ② 5人以上で構成され、その構成員の過半数が山武市に在住、勤務又は在学する者で構成される団体であること。
- ③ 団体を構成する者の年齢は問いませんが、未成年者のみで団体を構成する場合は、保護者または学校の職員が参画していること。
- ④ 【スタート部門、チャレンジ部門】行政区若しくは自治会又はこれに類する地域の組織においては、10世帯以上で構成されていること。
- ⑤ 【交流部門】団体結成後おおむね1年以上の活動実績があること。
- ⑥ 市税等の滞納がないこと。ただし、法人でない団体の場合は、当該団体の代表者に市税の滞納がないこと。

※スタート部門とチャレンジ部門について、応募要件の違いはありませんが、スタート部門に提案する団体は、選考審査会および成果報告会での公開プレゼンテーション、採択後の事業遂行状況報告（中間報告）を義務化しておりません。
ただし、選考審査会の出席および審査委員から出た質疑応答はしていただく必要はあります。

※交流部門は、複数の団体が一緒に活動を行う事業が対象です。連携する団体から代表を決めて申請していただくか、新たに総括する団体を組織して応募することも可能です。



(2) 対象とならない団体

- ① 政治、宗教、営利を目的とする団体
- ② 特定の公職者(候補者を含む)又は政党を推薦、支持、反対することを目的とする団体
- ③ 会員相互の共益、親睦の活動のみを行う団体
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団若しくはその構成員(暴力団の構成団体の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。)の統制下にある団体
- ⑤ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体

※「山武市市民提案型交流のまちづくり推進事業」の審査会委員が代表を務める団体は、在任期間中に審査・事業実施される本事業に応募することはできません。



4. 補助対象経費について

(1) 補助対象経費……事業実施に必要なもので、下表のもの。

支出区分	対象となる経費例	対象とならない経費例
旅費	- 講師、指導者、補助者の活動場所までの交通費 - 会議に出席するための交通費の実費等	- 宿泊費 - 参加者の交通費
報償費	- 催物等を開催する場合の講師、専門家への謝礼 - 調査及び研究に係る謝礼等 - 啓発のための記念品代等	- 団体構成員に対するもの - 事業実施に直接関係のない記念品等
人件費※ ¹	事業実施に必要な人件費（団体構成員、アルバイトを含む。） ※事業を実施するために必要な人件費は、補助対象経費総額の1/3以内とする。※³ ※1人当たり時間給の補助金額は事業実施日における千葉県最低賃金の金額とする。	団体の運営に関する人件費 ※1人当たり時間給の千葉県最低賃金を超える部分 ※補助金要望額に対して、3割を超える部分
消耗品費	- 会議資料、活動資料、プログラム、ポスター等の用紙 - 摩耗しやすい機材の部品、材料等	団体事務所の消耗品等
燃料費	事業実施に必要なガソリン、灯油代等（単価は明確にすること。） ※車両燃料費の積算は20円/kmとする。	- 団体事務所のガソリン、灯油代 - 団体構成員の通勤費用等
印刷製本費	- チラシ、ニュース版、テキスト等の印刷 - 資料のコピー - 写真現像等	- 団体の機関紙（対象事業外）制作費用 - 団体構成員の名刺作成費用
通信運搬費	- 募集案内、会議資料などを送付するための切手 - ハガキ - 宅配便	- インターネット使用料 - 電話代
保険料	催物等を開催する場合の、参加者、指導者及び講師が加入する損害賠償保険等	- 団体活動全体の保険料 - 火災、地震等の家屋に係るもの等

支出区分	対象となる経費例	対象とならない経費例
使用料 及び 賃借料	・催物等を開催する場合の、会場の借り上げ料 ・事業実施時の機械のリース料等	・団体事務所としての会議室、施設の使用料 ・団体が所有する施設等の使用料 ・家賃(敷金及び礼金を含む) ・団体の経常的な運営に関する経費(水道光熱費、電話代、インターネット関連費、事務用品費、その他の事務局費用)
備品購入費 ※2	・事業実施にあたり必要不可欠な物 ※補助金要望額に対して、2割を上限とする。※3	・他事業等で使用可能な汎用性の高いもの ※補助金要望額に対して、2割を超える部分 ※スタート部門の実施団体は、補助対象外です。
その他	・その他市長が必要かつ適正と認める経費	

※1 賃金の支払いについては、千葉県が定める最低賃金等に従ってください(アルバイト等)。

※2 経費を計上する際は、積算根拠を明確にし、高額なものについては見積書を徴取してください。

※3 人件費・備品購入費の補助上限額は、各部門の補助金限度額の3割(人件費)、2割(備品購入費)です。ただし、「補助対象経費の合計金額が補助金限度額に満たない場合」は、その金額に対しての割合(3割、2割)となりますので、ご注意ください。

(例) チャレンジ部門(補助金上限額30万円)で提案する場合、補助金利用上限金額よりも事業収支予算書の支出項目「左記のうち補助対象経費の合計額」が低いとき…

- ① 人件費及び備品購入費については、「補助対象経費の合計」から見て、「人件費」は3割、「備品購入費」は2割が上限金額となるため、人件費および備品購入費部分の「金額」が「補助上限額」を上回る場合は、一旦、各部門の「補助上限額」を入力し、「左記のうち補助対象経費の合計金額」を算出します。
- ② ①の「左記のうち補助対象経費」欄の合計額を10で割ると、1割分の金額が出ます。
- ③ ②で計算した1割の金額に、人件費は3を、備品購入費は2をかけた金額が、それぞれの補助対象経費となります。

人件費 (3割)	備品購入費 (2割)	人件費・備品購入費以外の経費 (5割)
人件費 (3割)	人件費以外の経費 (7割)	
備品購入費 (2割)	備品購入費以外の経費 (8割)	



割り切れないときは、手順③の計算をした後に、小数点以下の数字を切り捨ててね！

(2) 補助対象とならない経費

- ① 食糧費(食事代、弁当代、会議時お茶代全て)
- ② 修繕費
- ③ 家賃(敷金及び礼金等を含む。)
- ④ 報償以外の商品券等の金券の購入代金
- ⑤ 土地の取得、造成、補償等に関する経費
- ⑥ 団体の事務所を維持するための経費(団体事務所等の貸借料、水道光熱費、電話代、インターネット関連費、事務用品費、その他の事務局費用)
- ⑦ 領収書等により支払いの確認ができないなど、事業実施団体が支払ったことを明確に確認できない経費
- ⑧ その他、補助事業に直接関係のない経費、社会通念上適正でないと認められる経費
- ⑨ 事業補助金交付決定(事業採択通知ではありません。)以前に支出された経費

5. スケジュール



令和7年度に提案、令和8年度に事業実施となります。

年月	内容
令和7年9月	事業提案書(第1号様式)の提出(事前相談) ・申請受付期間: 9月1日(月)~9月30日(火)まで ※詳細は6ページをご確認ください。
令和7年11月	選考審査会(公開プレゼンテーション) ・開催日: 11月20日(木) ※詳細は7ページを確認ください。
令和8年1月	選考結果通知
令和8年4月	補助金交付申請書(第3号様式)の提出(事業実施)
令和8年9月	事業遂行状況報告書(第6号様式)の提出(中間報告)
令和9年2月末	事業実績報告書(第7号様式)の提出(事業終了)
令和9年3月	実施事業成果報告会(活動報告)



6. 事業提案書の提出について

(1) 事前相談

提出前の事前相談にて、提案書や予算書等の書き方、提案内容の確認を受けることが可能です。
相談の際は市民自治支援課にご連絡のうえ、来庁ください。
なお、提案募集〆切前は混み合いますので、余裕をもってご相談ください。

(2) 提案前の確認

- 事業を実施するにあたり、地域や関係者・関係機関と事前に調整し、許可を得るなど、トラブルなくスムーズに事業を遂行できるように準備してください。
(例) 占用許可先等の対象地域関係者や関係機関との協議など。
- 提案いただいた事業内容は、原則変更できません。 提案の際は十分精査してください。
- 予算書の作成にあたっては、業者等から見積書を徴収するなど、決算額との差が最小限にとどまるよう精査してください。審査会以降の補助金の増額はできません。 経費はしっかり算出してください。
- 事業実施にあたり、発生しうる事故に対応するため保険にご加入ください。保険料は補助対象経費となります。
- 事業を提案するにあたり次のような手法を取り入れることで、有効性・実現可能性が高まると考えられます。
 - ・事業の対象者、関係機関などへの自主的な広報活動、ヒアリングやアンケート調査の実施。
 - ・専門家や先進地のキーパーソンからの話（講演会・勉強会など）
 - ・今の活動からどう広げていきたいか、どのような事業に取り組んでいきたいかを団体内部でよく話し合い、メンバー全員で今後の方向性について共有する。

(3) 提案書受付 令和7年9月1日(月)～令和7年9月30日(火)まで

《提出先》提出場所：山武市役所2階 市民自治支援課 市民自治支援係 ※直接持参
受付時間：午前9時～午後5時まで（土日・祝日を除く）

《必要書類》以下①～⑤までの書類（過去に採択を受けたことがある団体は⑥を含む）

- ① 市民提案型交流のまちづくり推進事業提案書（第1号様式）
- ② 事業計画書（別紙1・2）
- ③ 事業収支予算書（別紙3）

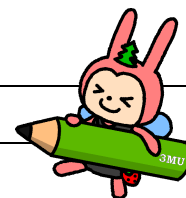
※高額なものについては、見積書をつけること。

- ④ 団体の概要及び活動実績調書（別紙4）
- ⑤ 会則・会員の住所を記載した会員名簿
- ⑥ その他市長が必要と認める書類（任意様式）

①～④の様式は、市ホームページからダウンロード可能です。

本事業の採択を受けたことのある団体は、以前の提案事業と異なる点が見える書類。

継続事業で応募する団体は、前年度事業の実施結果や反省をふまえた、継続事業として評価できる点（レベルアップした点）を明記した書類。



7. 選考審査会について

(1) 選考審査会 令和7年11月20日(木)に開催予定

提案された事業は、審査会(一般公募委員、学識経験者及び行政職員で構成)により選考します。
提案団体は、提案事業内容について公開プレゼンテーション(5分以内)を行っていただき、その後、審査会委員の質疑に応じていただきます。

※プレゼンテーションの方法は、パネル・パワーポイント・参考資料など自由です。

※プレゼンテーションの時間は、応募件数に応じて決定します。

※資料を配布する場合には、審査会当日に20部ご用意ください。

※当日選考審査会を欠席した場合は、審査対象外(失格)となります。

※スタート部門への提案団体はプレゼンテーションを義務化しておりません。ただし、選考審査会への出席、および審査会での質疑応答は必須となります。

(2) 審査項目・審査内容

審査項目は、各部門で異なり、スタート部門では6つ、チャレンジ部門、交流部門では7つとなり、各審査内容に対し、審査値に基づいて採点を行います。

審査項目	審査内容
事業の公益性	◇地域課題を的確に把握し、その課題解決に向けた事業であるか。 ◇時代の要求、社会状況、市民ニーズなどを適正に捉えているか。 ◇共助社会づくりの推進に繋がっていくか。 【スタート部門のみ】 ◇事業の内容が私益又は特定の人のみに偏っていないか。
事業収支の適正性	◇予算の見積は適正か。 ◇費用対効果が見込めるか。 ◇寄付、協賛金の呼びかけ、参加費などの受益者負担は妥当か。
事業の有効性・公開性	◇事業の対象者は幅広く設定されているか。他の市民や地域への波及効果(広がり)があるか。 ◇他の団体と積極的に交流を図ることで、本事業終了後も人々の交流や市民の連帯に有効な役割を果たせるか。 ◇活動を効果的に行うための地域資源(ヒト・モノ)の活用が提案されているか。 ◇目標達成に向けて適切な活動内容が提案されているか。 ◇成果が期待できる有効な手段・手順が示されているか。 ◇情報収集や情報発信を積極的に行い、市民が活動に参加する機会を設けているか。

審査項目	審査内容
事業の継続性	◇補助事業終了後も継続的な事業展開が見込めるか。 ◇事業を継続する為の予算や人材の確保等の手段があるか ※【スタート部門・チャレンジ部門共通】
	◇他の団体と連携していくための働きかけ・手法の工夫を行っているか。（交流部門） ◇連携する諸団体間での課題共有や役割分担は見出されているか。 ※【交流部門】
事業の実現可能性	◇事業場所の使用許可などの手続きが問題なく整うものであるか。 ◇課題解決に必要な団体能力あるいは専門知識・技術を持っているか。 ◇当該年度で事業が実施できる活動内容になっているか。 ◇当該年度で事業が実施できる実施・協力体制になっているか。
事業の先駆性・独創性 ※スタート部門、 チャレンジ部門	◇事業の内容及びその手法に先駆性、独創性があり、新たな事業展開として期待できるか。
事業実施による効果 ※交流部門	◇団体の交流及び市民の市民活動への参加意識の向上が期待できるか。
プレゼンテーション ※チャレンジ部門、 交流部門	◇分かりやすい発表であるか及び事業の実施に対する意欲や熱意が伝わるか。
総合評価	◇事業全体での総合的な評価を対象として、加点方式により審査をする。

（２）採点について

以下の審査値を利用して、審査を行います。



①審査値（点数） ※審査項目「総合評価」を除く。

審査値	特に優れている	優れている	普通	やや劣る	劣る
点数	5	4	3	2	1

②審査項目「総合評価」の審査値（点数）

審査値	特に優れている	優れている	やや優れている	特筆することはない
点数	3	2	1	0

※各審査会委員の合計点数を審査会委員数で割り返し、提案事業ごとに平均点を算出して優先順を決定します。

※各部門の審査においては、60点以上を提案承認とし、59点以下を不承認とします。

※審査の結果、一部事業内容の修正や変更をお願いする場合があります。

(3) 結果通知 令和8年1月頃を予定

「山武市市民提案型交流のまちづくり推進事業選考審査会」での審査結果をもとに、市長が採択事業を決定します。採択事業は、予算の範囲内において決定されます。

選考結果については、各団体に通知するとともに、ホームページで公表します。

(4) 異議申し立て等

審査会に対して、選考審査の結果及び事業完了時の事業評価等の異議を申し立てることはできません。また、審査結果に関して電話、口頭、FAX、電子メール等による問合せに対しては一切お答えできませんので、予めご了承ください。



8. 市民提案型交流のまちづくり推進事業 FAQ

補助対象事業内容や経費について、よくある質問をまとめました。

不明な点がありましたら、事務局（市民自治支援課）まで問い合わせください。

【事業に関すること】

Q1 公益性のある事業とはどのような事業ですか。

A 市民活動団体等が自主的に公益（社会全体の利益、又は公共の利益のことで、不特定多数の者の利益の増進に寄与すること）に貢献する活動で、地域課題（社会問題）の解決や改善等に向けて取り組み、営利を主たる目的としない事業です。

Q2 スタート部門とチャレンジ部門との応募要件等の違いを教えてください。

A スタート部門とチャレンジ部門について、応募要件の違いはありませんが、スタート部門へ応募できるのは以下の場合です。

- ① 区・自治会の場合は、地域で初めて行う交流活動や事業が対象です。（単年度事業は不可）
- ② 市民活動団体の場合は、新規の市民活動団体を作る場合や、新しく始めた事業が対象です。

また、スタート部門に提案する団体は、選考審査会および成果報告会での公開プレゼンテーション、採択後の事業遂行状況報告（中間報告）を義務化していません。

ただし、選考審査会の出席および審査委員から出た質疑応答はしていただく必要はあります。

Q3 初めて山武市市民提案型交流のまちづくり推進事業に応募しますが、スタート部門に応募しなければいけませんか？

A いいえ。本事業へ初めて提案する場合でも、計画内容に合わせてチャレンジ部門や交流部門への応募が可能です。

ただし、交流部門への提案団体は、結成後おおむね1年以上の活動実績があることが条件となります。

Q4 地域を限定した事業でも提案は可能ですか？

A 他の地域への手本となる波及効果がある事業と審査会で認められれば可能です。

ただし、既に市民活動団体が拠点としている施設や場所を整備する場合、山武市のまちづくりに役立つ公益事業と判断できず、特定の個人や団体のみが利益を受ける事業となるため、応募できません。

Q5 過去に採択を受けた事業について、事業内容を一部変更して別の団体で応募することは可能ですか？

A 過去に採択を受けた事業であっても、規定の回数まで補助金を受けていない場合は応募が可能です。ただし、別の市民活動団体で応募しても、活動場所や目的・成果が類似している場合は同一事業とみなすため、規定回数に達していた場合は応募できません。（交流部門を除く）

Q6 営利を目的とする団体・事業の判断基準とは？料金（参加費等）を徴収しても良いですか？

A 営利を目的とする団体とは、「利益を得ることを目的とする対外的活動を行う」市民活動団体であり、営利を目的とする事業とは、「事業を実施することにより特定の個人や団体が利益を得ること」を指します。料金（参加費等）を徴収してはいけないということではありません。

Q7 同一事業に対する補助金の交付回数について、教えてください。

A スタート部門、チャレンジ部門の同一事業に対する補助金の交付は合計3回までです。また、同一事業においてチャレンジ部門で採択後に、次年度以降、スタート部門へ移行することは、想定しておりません。また、交流部門は回数制限がありません

スタート部門	同一事業に対する補助金の交付は合計3回まで
チャレンジ部門	
交流部門	回数制限なし

（例）スタート部門 → スタート部門 → チャレンジ部門 ……可能
チャレンジ → スタート部門 ……不可

Q8 事業でイベントなどを行う場合には、市の施設を優先的に借りることや、使用料等の減免を受けることは出来ますか？

A 公共施設の利用予約や利用料の減免については、施設毎に条例や管理規定などがあるため、市の補助金事業の採択団体であっても、優先的に利用することや、利用料が減免になる事はありません。各施設の利用規定等をよく確認していただき、ご利用いただきますようお願いいたします。

※ さんぶの森交流センターあららぎ館については、使用内容等によりますが、一部減免等で使用できる場合がありますので、事前に市民自治支援課に相談をしてください。

Q9 地域のお祭りや物産イベントなどは事業の対象になりますか？

A 単に催して終わる事業は対象外とさせていただきます。事業に山武市のまちづくりに関わる内容等について考察ください。（まちづくり事業を行うこと、それに併せて集客イベントを行うという考え方でお願いします。）

Q10 実施事業にあたり、市に登録している市民活動団体に対してお知らせを送付したいのですが、団体の連絡先が分かりません。どうしたら良いのでしょうか？

A 市に登録されている市民活動団体は、情報公開をしていない団体もあるため、登録団体全体に文書を送付したい場合などは、市民自治支援課へ事前にご相談ください。

【経費に関すること】

（１）旅費

Q. 講師の交通費（車燃料費・電車など）はどう支払えばよいですか？領収書の提出時にどうしたらよいですか？

A. 旅費の区分で支出してください。自家用乗用車を使用の場合は、20 円/kmで計算（運行記録必須）し、バスや電車などを利用の場合は、領収書や現に支払った交通機関に係る旅客運賃が分かるものをご提出ください。また、高速道路や有料道路の料金を ETC で支払う場合は、領収書の代わりとして、ETC の利用明細書の添付や高速道路の使用区間の料金が分かるものの提出が必要となります。

（２）報償費

Q. 参加者への参加記念品は補助の対象になりますか？

A. 啓発のための記念品等、最小限必要と思われるものは対象経費ですが、団体構成員への記念品及び商品券などの金券の購入などは対象外となります。

（３）保険料

Q. 補助対象期間以外の保険料は該当にならないのですか？

A. 保険会社に期間を分けて支払いが可能であるかご相談ください。

（４）燃料費

Q. 事業で車や刈払機を使用する場合は、燃料費として認められますか？

A. 事業実施のための機材や車を使う場合は燃料費扱いになります。不明点がある場合は、ケースごとにご相談ください。

構成員の車両については、必ず運行記録の提出が必要となります。車両運行記録の様式は市の HP からダウンロードできますのでご活用ください。

車両燃料費の積算根拠については 20 円/km とし、往復距離数の小数点以下は切捨てとします。（例）往復 8.6 km⇒8 km×20 円＝160 円

（５）備品購入費

Q. 備品の購入価格が高額な場合、領収書は補助対象内分と対象外分に分けますか？

A. 1 枚の領収書で構いません。

（６）人件費

Q. 人件費は各自から領収書をもらうのですか？

A. お金の授受の確認のため必要となります。

領収書の様式は、市の HP からダウンロードできますのでご活用ください。

市 HP⇒ <https://www.city.sammu.lg.jp/page/page001522.html>

Q. 補助対象経費の中で、事業実施のために必要な人件費の対象範囲は？

A. 団体構成員、事業実施のために雇用したアルバイトに対する人件費を対象としております。この場合、補助金の対象となる 1 人当たり時間給の限度額は、千葉県最低賃金です。人件費全体の補助限度額は、補助金要望額の 3 割です。事業決算額が変動することにより、上限額も変動しますので、ご注意ください。

また、人件費及びその他の経費において、団体の運営に関する経費と事業実施に関する経費の区別が明確でない場合は補助対象外となりますのでご注意ください。

（例）団体の定例会議等において、事業のための議論をした場合。⇒対象外

(7) 補助対象とならない経費

Q. 食糧費は対象外の経費ですが、休憩時の飲み物代も対象外ですか？

A. いかなる飲食もすべて対象外となります。市民からの貴重な税金を使うことからご理解ください。また、賄材料費についても対象外となります。

Q. 土地の取得費用は対象経費外ですが、事業実施するにあたっての借地代は対象経費に認められますか？

A. 対象経費です。ただし、長期にわたる場合は個別に判断させていただきます。

9. その他留意事項



- ① 事業提案にかかる費用は、各提案者の負担とします。
- ④ 書類の修正や不備等により、期限内に提出がなかった場合は提案を受け付けられません。
- ⑤ 提出書類に虚偽があった場合、提案及び採択を取り消す場合があります。
- ⑥ 提出書類は返却いたしませんので、提出する前に写しをとっておいてください。
- ⑦ 補助対象に係る事業開始時期は、採択決定の時期ではありません。補助金申請書提出後の交付決定通知の日（翌年4月以降）からとなりますのでご注意ください。

お問い合わせは、

山武市総務部 市民自治支援課

☎0475-80-0151

